

## 指名停止措置について

### 1 指名停止措置業者名

業者名	代表者氏名	住所
株式会社 三晃空調	代表取締役 齋藤 昌宏	大阪府大阪市北区西天満 3丁目13番20号

### 2 指名停止措置期間

平成26年3月28日 ～ 平成26年5月27日 (2ヶ月間)

### 3 措置対象区域

四国森林管理局管内(徳島県・香川県・愛媛県・高知県)

### 4 指名停止の理由

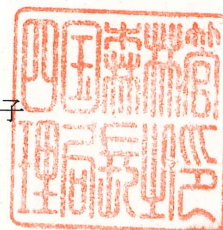
公正取引委員会は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の入札談合事件について犯則調査を行ってきたところ、独占禁止法に違反する犯罪があったと思料して、同法第74条第1項に基づき、平成26年3月4日、設備工事会社8社及び同犯罪当時に被告発会社で設備工事の請負等の業務に従事していた8名を検事総長に告発した。

株式会社三晃空調については、告発された従事者が一般役員等にあたり、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号)別表第2の第7号の措置要件に該当するため。

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 7 当該部局が管轄する区域外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。	刑事告発を知った日から1か月以上9か月以内

平成26年3月28日

四国森林管理局長 浅川 京子



お問い合わせ先・閲覧場所

四国森林管理局 総務企画部 経理課(2階) TEL 088-821-2060